

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター
2016.10.10発行〈通巻第471号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 坂尾さんの国賠訴訟が早期解決
国側が方針転換か? 2
- 安全のきいわあど その7: フールブルーフ 5
- 緊急作業を恒常的にした「特定高線量作業」
いつも100mSv/年を想定して管理?? 6
- 連続講座「そんなん無理」って誰が決めた?
見逃される通勤災害 第2回 9
- 連載 それぞれのアスベスト禍 その65 古川和子 11
- 全国労働安全衛生センター連絡会議第27回総会のお知らせ 13
- 韓国からのニュース 14
- 過労死等防止対策推進シンポジウムのお知らせ 17

坂尾さんの国賠訴訟が 早期解決 国側が方針転換か？

泉南最高裁判決に続くアスベスト健康被害に対する国家賠償訴訟は、今年の9月までに被災者数 81 名 28 件が提訴されている。最高裁判決から2年間がすぎているにもかかわらず、提訴件数は依然少ないままである。

提訴をすれば救済される可能性があるという情報が広く伝わっていないことに加え、訴訟を提起するという自体への抵抗が、提訴件数が少ない理由ではないだろうか。弁護士に相談・依頼し、訴状を作成し、出廷するというプロセスが、普段裁判所に縁のない人々にとって未経験の領域に

あるためである。

更に、泉南最高裁判決に基づく国家賠償訴訟では、被害を訴える原告に対し、石綿のばく露状況について詳細な書証の提出が被告である国から求められてきた。答弁書によると、「泉南2陣最高裁判決は、石綿工場の労働者との関係において、粉じんの発生源となる機械に局所排気装置を設置することが最も有効な方策であり、局所排気装置を設置することによって石綿工場の労働者が石綿の粉じんにはく露することを相当程度防ぐことが出来たと認められる」石綿工場で作業をした労働者に対する健康被害に対して国が賠償責任を負うということになっているため、被災者の労働実態などを確認するという。

被災者の労働実態の確認は、原告が被災者本人であれば陳述書などで説明することが可能だが、被災者がお亡くなりになっている場合はご遺族が立証しなくてはならない。そのため、当時の作業状況を知っている人を探すなどの負担が強いられることになる。東洋石綿の元従業員である坂尾正次さんのケースでは、坂尾



和解後会見する妻の坂尾梅子さん（中央）

さんご自身が入院療養中であることから、代理人らが病院まで聞き取りに行き、またご紹介を受けた元同僚からも話を伺ってきた。訴状によると、坂尾さんは、局所排気装置を設置すべき工場建屋内で、石綿板の原材料である石綿の入った石綿袋を開けて、袋の中の石綿を取り出してホッパーの中に投入する作業を行っているときに石綿粉じんにはく露しているという。しかし、その主張に対して国からの事実の確認のために求釈明が示されるだろうから、立証のために準備を施したのである。

ところが第2回弁論を1週間後に控えた9月16日、被告である国は和解に応じる旨の上申書を裁判所に提出した。これまでに原告が提出した書面と書証は、訴状と坂尾さんが東洋石綿で就労したことを示す年金記録等の客観的な資料に過ぎない。とはいえ、泉南判決後から2年も経過してしまったものの、ついに求められる和解手続きが実現したのである。和解期日後に記者

会見を設定し、担当する竹藪弁護士から本件和解の特筆すべき背景について詳細な説明が提供されたことで、報道でも大きく取り上げられた。被告である国は、「今までと対応に変化はない」とコメントしているが、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会などが重ねて申入れをしてきた成果ではないだろうか。

なお、この1週間後、全国一斉アスベスト健康被害ホットラインに「先週、テレビで見たんやけど」と元東洋石綿の従業員が次々と相談の電話を入れることになる。その全員が現在は東洋石綿があった河内長野を離れて暮らし、石綿健康管理手帳の交付を受けることもなく過ごされてきた方々であり、すでに何らかの健康被害を被っている可能性もある。また、そのうちのひとり坂尾さんとコンビで仕事をしていたというから、坂尾さんの奥様も聞いていない工場の様子や作業内容についても伺うことができるだろう。

9月にも3地裁で国賠提訴

泉南最高裁判決から2年を迎えようとする9月、羽島・尼崎・東京で新たな訴訟が提起された。

岐阜地裁では9月15日に被災者3名について原告7名が提訴している。いずれの被災者も、岐阜県羽島市にあるニチアス羽島工場で石綿の袋詰め作業を行って中皮腫や肺がんに罹患し、亡くなっている。ニチ

アス岐阜羽島工場に対しては、住民の健康被害についても補償を求めているが、ニチアスはこれを拒否している。

尼崎訴訟の被災者は、尼崎市の新山石綿工業所で粉碎機から出てくる再生石綿原料をかき混ぜたり、袋詰めにしたりする作業に従事していた富田サトミさんと、2012年に76才で中皮腫のため亡くなっている。

原告はサトミさんの子4名からなるが、サトミさんの夫も同じ職場で働き、90年に肺がんで亡くなっている。亡くなったご主人については除斥期間である20年が過ぎているので訴訟の提起ができないが、残された4人のお子さんにとっては石綿でご両親を失ったことになる。また、原告である4名も当時社宅に住んでいたということで、今後の被害に対する不安も訴えている。

9月最後の提訴は28日、東京地裁に提

起された。建設資材やプレーキライニングで使用される石綿製品を製造する工場で働いていた鷺谷辰夫さんを1996年に50歳で失った妻の久枝さんが原告である。提訴が可能な20年という期間が目前に迫っている中での提訴であった。久枝さんは記者会見の中で、他にも多くの被災者や遺族がいること、その人たちに国はもっと周知をする努力をするべきだと訴えた。

建設国賠第2陣に安全センターも協力

建設国賠訴訟とは、建設労働者のアスベスト健康被害に対する国と建材メーカーへの損害賠償訴訟である。大工や設備工として建設現場においてアスベストにばく露し、石綿肺や肺がん、中皮腫などに罹患した被災者は多く、現在も毎年多くの被災者が新たに労災請求をしている。

建設国賠訴訟は、2008年の東京地裁・横浜地裁における原告424名（被災者383名）による提訴を皮切りに、全国で訴訟が提起され、すでに、東京地裁、福岡地裁、大阪地裁、京都地裁で勝訴判決が下されている。東京地裁、福岡地裁、大阪地裁判決においては国に対してのみ責任が認められたが、最新の判決である京都地裁判決については、国だけではなく建材メーカーに対してもその責任が認められ、原告らの意気は高まっている。現在は原告被告とも控訴し、控訴審が各高裁で争われている。

去る9月26日、大阪高裁における控訴審の第一回弁論にあわせて、大阪訴訟第二陣が提訴された。この訴訟の提訴に先立って、安全センターから建設国賠弁護団に建設労働でアスベストにばく露した被災者を紹介したことから、第二陣には現在2名の安全センター会員が原告として加わっている。また、建設国賠訴訟に関する元建設労働者（大工・電気工等）からの問い合わせも多く、今後の訴訟の進行にあわせて随時報告していきたい。



安全の まいわあとど

その7：フルプーフ

知らなかったから起きる事故は、安全教育をしっかりやればよい。しかし、人は知っていても意図せず事故を起こしてしまうことがある。間違える、うっかりする、忘れる、見落とす、思い込む、先を急ぐ、感情に走る、横着をする、パニックになる…、考えてみれば人は誰でもこういうエラーを起こして当たり前だ。だから労働災害を防止するための対策は、人がエラーを起こすものであるという前提のもとに対策を講じておく必要がある。

機械等の災害防止対策の1つに、事前にエラーそのものが起きないように仕組みを備えておくことがある。フルプーフはその1つで、たとえば回転する刃物には直接手などがふれることがないようにカバーを付けておくというような対策だ。

フル（ばか）のプーフ（防止）とは分かりやすい表現だが、この対策はずいぶんと普及している。

自動車のオートマチック車は、ブレーキを踏まないとシフトレバーをパーキングの位置から動かすことができないようになっている。エンジンが動いている状態で、ドライブモードにしても、ブレーキを踏んだままなら突然動くこともない。

一方向からしか差し込めないフロッピーディスク、ドアを閉めないでスイッチを動作できない電子レンジ、両手同時に操作しないと動かないプレス機械などなど、身近なものから大型の機械にいたるまで、広い意味でのフルプーフの考え方は、たくさん用いられている。

機械の側に安全が埋め込まれているのだから、これが正しく機能していれば事故は起きないことになる。しかし、使う側が何かの理由で間違った使い方をすれば、新しい暴走も起きてしまう。

カバーを開けると電源が切れるインターロックの仕組みは、機械ではとても一般的なフルプーフの機構だが、回転部の点検のためにガムテープで電源をオン状態にするなどという行為は、その典型だ。

身近なものでいえば、振動で自動消火する装置がついている石油ストーブを、足で蹴とばして消火するなどという行為は本末転倒だし、フルプーフの機構が色々搭載された自動車は、それを過信して乱暴に運転するなどということも起きたりする。

安全のための機構は、その意味を労働者が十分に確認しておくことは、これもあらためて安全教育のテーマになると言ってよいだろう。ある大手製造業の工場構内に貼ってある、オリジナルのポスターで「インターロックの無効化厳禁」というのを見たことがある。ちょっと考えると、職場の常識としては恥ずかしいスローガンかもしれない。しかし、職場の現実には恥ずかしいを超えるべきであり、この工場の安全衛生活動の真剣さをあらためて感じたものだ。

緊急作業を恒常的にした 「特定高線量作業」

いつも 100mSv / 年を想定して管理??

その作業をするときは、いつでも「放射線による労働者の健康障害を防止するための応急の作業」とみなされ、労働者に通常の被ばく限度の2倍まで放射線を受けさせることができる作業がある。

それは、福島第一原発で行われるという次のような作業のことだ。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所に属する原子炉施設並びに蒸気タービン及びその附属設備又はその周辺の区域であって、その線量が一時間につき0.1ミリシーベルトを超えるおそれのある場所において、原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能を維持するための作業を行うとき又は原子炉施設の故障、損壊等により、多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、これを抑制若しくは防止するための機能を維持するための作業

ちょっとわかりにくいかもしれないが、もともと、電離放射線障害防止規則で被ばく限度を特別に引き上げる「緊急作業」というのは、「予期せぬ事態」が生じてし

まった時のことを想定したものはずだ。3.11の福島第一原発事故では、まさにそういう事態が起きてしまい、しかも破滅的な事態への発展の懸念もあったことからまさにこの緊急作業が必要な事態が生じたわけだ。そしてさらにその限度も、電離則で定めていた年100mSvでは不十分と特別に250mSvまで引き上げ、同年12月に解除されるまで、特別の限度は維持された。

福島第一原発は、何とか最悪の事態への進展を食い止めることができ、緊急事態は解除されたのだが、なお一部の作業については緊急作業としての年100mSvの限度を適用するというのだ。

もともと、この「特定高線量作業」といわれる作業は、行政通達（平成23年12月16日基発1216第1号）で、具体的に「注水による冷却機能が、配管からの漏水、配管の詰まり、ポンプの故障、制御弁の故障により著しく低下又は失われることを防ぐため、その機能を維持するための設備の運転、保守、修理、取替又は機器の追加等の作業」など具体的に想定される作業をあげて適用するものとしている。

だから、恒常的にこうした作業が存在すると言っているわけではないということになりそう見える。ところがその後の運用をみると、なかなかそうとも言えない。

あることが前提の 特定高線量作業という仕事

なぜかという、昨年8月26日に策定された「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」では、「東電福島第一原子力発電所の廃炉作業等に係る線量管理に係る留意点について」という別紙の中で、「特定高線量作業に従事する労働者と、それ以外の作業に従事する労働者の被ばく線量は区分して管理すること。さらに、特定高線量作業であることを外見上識別できる措置を講じた上で、特定高線量作業を実施中にその区域内に関係のない労働者が立ち入らないよう、作業指揮者が監視する等の措置を実施すること。」と具体的な管理方法を記述している。

つまり、もはや電離則の緊急作業というのは、福島第一原発の廃炉工程の中では、実質的に緊急ではなく恒常的に想定できる被ばく作業の一つになっているかのような管理対象となってしまっているのだ。

たしかに廃炉の作業が続いていく中で、労働者の被ばく線量が懸念される状況が今後続くであろう。しかし、緊急作業時の特別な被ばく限度が、あたかも当然であるかのような適用となりつつある状況には何としても歯止めをかけなければならないので

はないだろうか。

この点については、今後、十分に注意を払っていく必要があるだろう。

電離放射線障害防止規則

第7条 事業者は、第42条第1項各号のいずれかに該当する事故が発生し、同項の区域が生じた場合における放射線による労働者の健康障害を防止するための応急の作業（以下「緊急作業」という。）を行うときは、当該緊急作業に従事する男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性の放射線業務従事者については、第四条第一項及び第五条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する限度を超えて放射線を受けさせることができる。

2 前項の場合において、当該緊急作業に従事する間に受ける線量は、次の各号に掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようにしなければならない。

- 一 実効線量については、100ミリシーベルト
- 二 眼の水晶体に受ける等価線量については、300ミリシーベルト
- 三 皮膚に受ける等価線量については、1シーベルト

3 前項の規定は、放射線業務従事者以外の男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性の労働者で、緊急作業に従事するものについて準用する。

第42条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する事故が発生したときは、その

事故によって受ける実効線量が15ミリシーベルトを超えるおそれのある区域から、直ちに、労働者を退避させなければならない。

一、二 <略>

三 放射性物質が多量にもれ、こぼれ、又は逸散した場合

四、五 <略>

2 事業者は、前項の区域を標識によって明示しなければならない。

3 事業者は、労働者を第一項の区域に立ち入らせてはならない。ただし、緊急作業に従事させる労働者については、この限りでない。

東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン

別紙1 東電福島第一原子力発電所の廃炉作業等に係る線量管理に係る留意点について

1 放射線業務及び各種工事従事者の発電所構内への入退所管理

(6) 特定高線量作業中の立入禁止措置等

発電所長は、平成23年12月16日付け基発1216号第1号通達の記の3により、電離則第7条の緊急被ばく限度(100

ミリシーベルト)が適用されるとされている作業(発電所に属する原子炉施設並びに蒸気タービン及びその附属設備又はその周辺の区域であって、その線量が1時間につき0.1ミリシーベルトを超えるおそれのある場所において、原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能を維持するための作業を行うとき又は原子炉施設の故障、損壊等により、多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、これを抑制若しくは防止するための機能を維持するための作業)(以下「特定高線量作業」という。)に従事する労働者と、それ以外の作業に従事する労働者の被ばく線量は区分して管理すること。さらに、特定高線量作業であることを外見上識別できる措置を講じた上で、特定高線量作業を実施中にその区域内に関係のない労働者が立ち入らないよう、作業指揮者が監視する等の措置を実施すること。



全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月2日に設立されました。①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場に立った調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーク、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽に度相談、お問い合わせください。「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル:0120-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。

●購読会費(年間購読料):10,000円 ●一部:800円
●お申し込み:全国労働安全衛生センター連絡会議
Tel:03-3636-3882 Fax:03-3636-3881 URL: <http://joshrc.info/>

**安全
センター
情報**

《連続講座》

「そんな無理」って誰が決めた？

見逃される通勤災害 第2回 会社を出る前の飲酒

前回は通勤から逸脱しない範囲の通勤途上飲酒について述べた。今回は、帰宅する前に会社で飲んでしまったケースを考えてみよう。

ワイン販売専門店で販売員として働いていたAさんは、特別企画であるヨーロッパワインフェアの終了後、社長の指示を受けて、売り上げ目標達成の慰労と、これから販売に力を入れていく予定のワインの試飲を兼ねた、ささやかな打ち上げを店内で開催した。販売用の酒やつまみで楽しみながら次の販売戦略を同僚らと練るのである。そしていつものように自転車で帰宅する途中、狭い路上で猛スピードで突っ込んできた対向車を避けた際に転倒、肋骨を折るケガをしてしまう。

翌日、Aさんは職場に帰宅途中で事故にあったことを報告し、骨折の治療のために労災保険の手続きをしてほしいと申し入れた。しかし、Aさんの申入れに対して会社が難色を示す。会社がAさんに伝えたことは次の二つである。

一つ目は、仕事は20時30分で終了しており、Aさんが職場を離れた21時30分まで打ち上げが行われていた。打ち上げは仕事ではないから、その帰りにケガをし

ても労災保険を使うことが出来ない、ということ。二つ目は、Aさんはお酒を飲んだのに自転車に乗って帰った。飲酒運転は法律違反であるから、法律違反をしてケガをしたのであれば労災保険を使うことが出来ない。そんなわけで、Aさんには気の毒だけど健康保険を使って自分で治療費を払ってくださいな、と言われたそうである。

これを聞いたAさんは、「…と会社に言われたのですが、本当に労災保険は使えないのでしょうか」と、安全センターを訪ねてきた。そこで今回は、会社が打ち上げは業務にならない、と判断したことについて妥当かどうか考えてみよう。

労災保険法の条文（7条2項）から、「就業に関し」ているかどうかのポイントになる。どのような場合に認められるか過去の裁判例を紐解いてみると、2007年の東京地裁判決で次のような事例がある。勤務先の会社内で開かれた飲み会に出席後、帰宅途中に地下鉄の駅の階段で転落死した被災者に対して労働基準監督署が遺族補償などを不支給処分にした事件で、裁判所は、「酒類を伴う会合でも、被災者にとっては懇親会と異なり、部下から意見や要望を聞く場であって出席は職務」と判断し、監督署の

処分を取り消す判決を下した。この判決自体は高等裁判所でひっくり返されてしまうのであるが、それでも高裁は「業務性のある会合は被災者の退社の約3時間前には終わった」としている。被災者の退社時刻は22時だったから、その3時間前の19時までにはビールやウイスキーが供与されたとしても「業務性のある会合」であったと認めているのである。

注意すべき点は、会合や宴席そのものの業務性が認められたのではなく、被災者にとって業務であったか、という判断をしたことだろうか。この事件の被災者は、会合の主催者であり、料理やアルコールの調達を統括している。一審でも認められているように、社員の忌憚のない意見を聞く場として社内でも位置付けられていることも含め、その会合が「被災者にとって」参加せざるを得ない性格のものであれば業務性が認められると言えよう。

Aさんの事案については、名目上は打ち上げという慰労会であっても、上司の命令

で企画し、当然自分も参加せざるを得ない状態にある。また、商品知識の習得は酒類販売上欠かせない。同僚の好みや感想から顧客にどのように商品を勧めることができるか一緒に検討する機会にもなるだろう。

会社の主張する、帰る前に酒を飲んだから労災はダメ、というのはあまりに短絡的であり、なぜ会社で飲酒をすることになったのかということや、その飲酒機会の性格から判断しなくてはならない。

会社が労災請求を拒む2つ目の理由であるAさんが犯した法律違反については、第3回以降、どこかでお話できればと考えている。



パワハラにあったとき
どうすればいいかわかる本



パワハラはなぜ起きるのか、
どう対応すればいいのか、
あなたのためのお助け本です。

金子雅臣

パワハラにあったとき どうすればいいかわかる本

いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター (IMC)
+ 磯村大 (精神科医) 著

今、職場のいじめ、パワハラが増えています。

2013年度の労働局に寄せられた労働相談の内訳では、「いじめ・いやがらせ」が2年連続トップでした。

本書は、職場のいじめ、パワハラを受けたとき、当事者や相談を受けた職場仲間、経営者、家族たちが、どのように対応していけばいいのかが、すぐに役立つように、マンガを使って、Q&Aでわかりやすく書いた本。

合同出版 http://www.godo-shuppan.co.jp/products/detail.php?product_id=455
サイズ:148mm×210mm 発行日:2014.11.10 ページ数:144ページ

連載 それぞれのアスベスト禍 その65

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

古川和子

水俣の母から熊本の娘へ

9月30日、10月1日の二日間、「泉南アスベスト国賠和解判決から2周年」として、新たな被害者掘り起こしのホットラインを行った。その結果、全国各地で200件近くの相談電話が寄せられた。関西スポットでは、関西労働者安全センターの事務所で弁護士はじめ多くの支援者が駆けつけて電話対応に当たった。そのような中で、私がたまたま手にした電話で驚く出会いがあった。

「夫が肺がんで3年前に亡くなりました」という電話の主は熊本県からかけてきた北里邦子さん(75歳)だった。夫である故北里泰昭さん(享年81歳)は船員として機関部で働いていた。定年退職後は多彩な趣味を生かして、同じ敷地内に居を構えている娘家族たちとも幸せに暮らしていた。そのようななか突然の肺がん発症に戸惑い、医師からの「胸にアスベストがあります」という言葉にも深く追求することなく、より良い治療を求めて奔走した。

幸せな生活から一変して、悲嘆にくれる毎日を送っていた邦子さんは今回のホットライン記事を見て電話をかけてきた。しかし、最初は肺がんの労災相談として対応していたが、途中から会話が脱線してきた。

「どのような組織ですか？」から始まって患者と家族の会の成り立ち、私と会のかかわり方などなど、質問が矢継ぎ早に飛んできた。

そして邦子さんは「私の母は、長年水俣病患者の方々の支援をしてきました。だからこのような会を起こされて尽力している方々に敬意を表します。私にできることがあればお手伝いします」と言ってくれた。この時は「相談電話」で終了し、約束通りに「会の資料」として患者と家族の会10年史などを送った。そして私は邦子さんの言葉をヒントに彼女の母親のことをネット検索した。

検索の結果、「水俣病の患者支援を続けてきた水俣病市民会議会長の日吉フミコさんが今月101歳を迎え、祝う会が開かれました。会には親交がある患者や支援者などが集まり、日吉さんの長寿を祝いました。日吉さんは水俣市の小学校で教頭を務めていましたが、1963年(昭和38年)、胎児性患者の姿に衝撃を受け、患者の支援を決意。水俣市議会議員に出馬し、市議として水俣病問題に取り組みました。1968年(昭和43年)には支援団体の水俣病市民会議を結成し、患者や家族が原因企業チッソを相手に起こした水俣病第1次訴訟など、患者の闘いを後押しし続け、101歳となった今も交流を続けています。」という記事



「がまだすばい」とは「一生懸命働こうよ」の意味

が目にふれた。

翌日「お母さまは日吉フミコさんですか？」と尋ねる私に「そうです」との返事。そして日吉フミコさんは「第4回田尻賞」を受賞されている方だった。

まずは肺がんの労災請求手続きを進めるために、ひょうご労働安全衛生センター事務局長の西山和宏さんと一緒に、熊本市内の邦子さん宅を訪問した。まるで何十年ぶりに再会した友人のような親しみをもって出迎えてくれた邦子さんと話が弾んだ。

邦子さんは数十年間母親である日吉フミコさんの姿を見てきた。「母は家族もかえりみないで一生懸命に被害者の支援に奔走しました。あのころはまだ理解者が少なく、自宅に石を投げつけられたこともあり

ました」など、当時のことを語ってくれた。邦子さん宅にも多くの支援者が訪れていたようだ。故土井たか子氏が訪問した時に書いた、邦子さんの長女と次女に宛てた見事な色紙が飾られている。

訪問した本来の目的である「労災請求手続き」に入ったのはかなり時間が経過してからだった。そしてここでもまた驚くことがわかったが、この号では書ききれないので、またの機会にする。

帰路に就くとき邦子さんから「熊本で何かするときにはここを拠点に使ってください」と、思いも寄らないありがたい言葉をいただいた。「熊本は古くから『松橋鉦山』などの被害者もいるし、今回の地震でアスベスト飛散の注意を呼びかけなければいけないので、仲間の輪を作りたい」という私の提案に協力を申し出てくれたのだ。

「夫が亡くなってから、死にたい死にたいと口癖のように言っていました、やる事が出来たのでまだ死ねません」と涙を流しながら語った邦子さん。

水俣病とアスベスト。まったく無縁であったふたつの「公害」がホットラインという電話を通じて結びついた。



仄かな希望

アスベストに冒された中皮腫患者の闘病記

橋本貞章 著

「術後3年生存率20%」と宣告されたアスベストに冒された中皮腫患者の小説形式の闘病記。死と向き合う克明な記録は、関係者への共感を誘う道標ともなる。一

かもがわ出版 <http://www.kamogawa.co.jp/kensaku/syoseki/ha/0828.html>
本体 1700円 +税

全国労働安全衛生センター連絡会議
第27回総会 11.19-20 泉南開催

日時：2016年11月19日(土)13時～20日(日)12時

■第1日目－2016年11月19日(土)

日本のアスベスト問題の原点・泉南をめぐるツアー＋学習会

集合：13時厳守 南海電鉄「泉佐野駅」

※車でお越しの方は「マリンロッジ海風館」に車を置いてから
南海電鉄で「泉佐野」に移動するようにしてください。

泉南ツアー：バス二台に分乗してツアー

学習会：16～18時頃の予定 マリンロッジ海風館 B1F 多目的ホール
夕食懇親会：18時半頃からの予定 マリンロッジ海風館 1F レストラン

■宿泊：マリンロッジ海風館

〒599-0301 大阪府泉南郡岬町淡輪6190番地

TEL:072-494-3800 FAX:072-494-3777

<http://www.kaifukan.jp/>

〈大阪市内から電車で〉南海本線難波駅(急行・特急)→尾崎駅(乗り換え:普通)

→淡輪駅下車徒歩約15分(所要時間:約1時間15分)

〈自動車で〉阪和自動車道 『泉南』インターより 約30分

■第2日目－2016年11月20日(日)

職業がん・化学物質被害に対する取り組み

その他のトピックス－報告・問題提起

第27回総会議事

9～12時 マリンロッジ海風館 B1F 多目的ホール

※トピックスとしての報告・問題提起を募集しています。

あらかじめご連絡ください。

■参加費

17,000円(ツアー、宿泊、食費・懇親会費込み)

■申し込み

10月31日までに申し込みをお願いします。

(会員の皆様には別途返信用葉書を送付しますので、ご利用ください。)

■主催・協力

主催：全国労働安全衛生センター連絡会議

TEL 03-3636-3882 joshrc@jca.apc.org

泉南アスベストの会のご協力を得て企画させていただいています。

韓国からの ニュース

■「事業場内のすべての者」に、元請けが安全責任を負うべき

経済社会発展労使政委員会の産業安全革新委員会は、この日全体会議を行い、「産業安全保健革新のための公益委員意見書」を採択した。

意見書は、△産業安全保健法令を労使が理解しやすいうように単純化する、△処罰を懲役・禁固などの自由刑から、過怠金・課徴金といった経済罰に変更する、△労働法上の労働者性認定の可否と関係なく、事業場内で働くすべての者の安全保健責任を、実質的な権限を持つ請負人(元請け事業主)に付与しなければならぬ、と勧告した。

革新委は特に「産業安全保健法は、請負契約によって安全保健の責任主体が原則的に請負人になり、例外的に元請けに責任を賦課する体系」であるとして、「元請け責任を度外視したり、責任関係が曖昧なケースが増加している現実を反映できていない」と指摘した。また「伝統的な労働法・契約法的な思考から抜け出さなければならぬ」と助言した。

ノ・ミンギ委員長は「合意文には達することができなかったが、意見書の採択を契機に、労使政の認識と態度が転換されることを希望する」と話した。2016年9月9日 毎日労働ニュース キム・ポンソク記者

■京釜線で鉄道労働者二人が死亡／KTX版九宜駅事故

13日0時48分頃、慶北・金泉市の京釜線、金泉駅近くの上り線の線路で、夜間保守作業をしていた労働者4人がKTXの列車に轢かれ

た。この事故でKTXの協力業者の労働者Jさん(51)など2人が亡くなり、2人が怪我をして病院で治療受けている。この区間は普段は深夜12時以後は列車は走らないが、相次いだ強震で列車が延着し、この日は深夜12時過ぎまで運行された。コレイル(韓国鉄道公社)側は「(下請け業者の)職員が、事前の承認なく線路に入って事故が起きたようだ」とし、「正確な経緯は把握中」と話した。

公共輸送労働組合が「KTX版九宜(クウィ)駅事故」と名前を付けて、「外注化、成果万能主義を直ちに止めなければ、このような事故は絶えず起こる」と警告した。

労組は13日声明書を出し「九宜駅事故で見たように、外注化は労働者の生命だけでなく、市民の安全、列車の安全を脅かす」「政府は九宜駅事故の調査と市民社会の勧告、改善措置を全公共機関に適用せよ」と要求した。「九宜駅の事故でもそうだったように、正規職と非正規職が持つ情報は違う」。「業務に対する情報はあがるが、安全に対する情報はいつも後回しにされる」と指摘した。「朴槿恵政府が今、あらゆる不法な手段を動員してまで強要している公共機関の成果年俸制は金儲け成果万能主義で、外注化と安全不在に直結してしまう」と主張した。2016年9月13日 ハンギョレ新聞 チョン・ウンジュ記者

■労災保険料割引特典の1位はサムソン

国会・環境労働委員会のカン・ビョンウォン・トプロ民主党議員が18日に雇用労働部から提出させた「個別実績料率制適用による労災保険料減免現況」によれば、昨年個別実績料率制を適用された事業、合計8万971ヶ所が保険料1兆4447億ウォンを減免された。このうち30大企業集団(1722事業場)は全体の34%に当たる4981億ウォンを節減できた。

大企業集団別に見ると、サムソンが1009億

ウォンを割引されて1位を占め、現代自動車(785億ウォン)、SK(379億7千万ウォン)、LG(379億1千万ウォン)、ロッテ(265億ウォン)が続いた。今年9人(下請け労働者6人)の労災死亡者が発生した現代重工業は、228億ウォンを減免されて7位を占めた。

このように大企業集団が労災保険料の大幅な割引を受けることができた背景には、個別実績料率制がある。個別実績料率制は事業場の災害発生レベルによって、事業規模別に保険料率を上げたり下げたりする制度だ。労災が少なければ保険料率を一定比率で割引いて、多ければ高める。保険料の割引を受けるために、労災を公傷で処理して隠したり、危険な業務を外注化する副作用を産んでいると指摘を受けている。

◆事業場規模上位0.78%が全体割引額の48%を獲得

今年からは、個別実績料率制の適用対象を常時勤労者数20人以上から10人以上、総工事実績40億ウォン以上の事業場から20億ウォン以上に拡大施行されている。

個別実績料率制の適用で2003年に2980億ウォンだった割引額は、2015年に1兆4447億ウォンに、5倍程増加した状態だ。また、昨年の個別実績料率制適用事業場のうち0.7%に過ぎない1千人以上の事業場(577ヶ所)が割引された保険料は4505億9千万ウォン、工事実績2千億ウォン以上の事業場(65ヶ所、0.08%)で、2386億6千万ウォンを割引された。0.78%に過ぎない事業場が、半分に近い6892億ウォン(47.7%)を減免されたのだ。2016年9月19日 毎日労働ニュース ヨン・ユンジョン記者

■公団は労災不承認、裁判所は労災認定「なぜ？」

韓国労働安全保健研究所によれば、公団が業務上災害・疾病ではないと判断したが、裁判所

で最終的に労災と認定される事例が多い。

2014年基準で公団の行政訴訟敗訴率は11.2%だ。敗訴が予想される事件に、公団が調停を要請して訴訟を取り下げ、労災と認定するケースも少なくない。2012年には375件、2013年446件、2014年586件と、毎年増え続けている。敗訴が予想された事件まで含めると、2014年の公団の行政訴訟敗訴率は46.6%に増える。

脳心血管系疾患に対する公団の労災不承認の比率も高かった。研究所が確認した結果、昨年は脳心疾患の訴訟は333件で、そのうち公団の敗訴が確定したケースは43件(12.9%)だ。

研究所と国会・環境労働委員会のハン・ジョンエ議員は「業務上疾病判定委員会の脳心血管疾患審議過程の争点と改善課題」をテーマに討論会を行い、公団の労災審査の問題点を点検した。クォン・ドンヒ公認労務士は「敗訴事例を分析した結果、公団が雇用労働部の告示に拘泥して画一的に労災審査をしていることが明らかになった」。「これによって業務と疾病の相当因果関係を基準として審査せずに不承認とするケースが多い」と指摘した。

クォン労務士は「告示基準を充足できない場合には、各ケースごとに疾病と業務の相当因果関係の有無を綿密に検討して労災の可否を判断しなければならないのに、公団はそうはしていない」とし、「週60時間以上を過労と見る労働部の画一的な告示は、違法」と主張した。

イ・ヘウン教授(カトリック大職業環境医学科)も「公団の行政訴訟敗訴事件を検討したところ、公団の過労評価が偏狭になされたことが確認され、これによって当該の労働者が訴訟まで行く苦痛を味わっている」。「過労の評価は、労働部告示と基準時間以外の活用できる多くの情報を、最大限反映して認定するべきだ」と提案した。2016年9月20日 毎日労働ニュース チェ・チョンナム記者

■「工場の温度下げろ」にアイスクリームの領収書を出したサムソン電子

国内の電解コンデンサー製造分野で1位のサムソン電子が「作業場内の高温作業に対する改善計画を提出せよ」という雇用労働部の是正指示に、アイスクリームと飲み物の領収書を提出して、過怠金を払わされたことが確認された。作業環境を改善して温度を低くする代わりに、労働者にアイスクリームや飲み物を与えたとして、責任逃れの証明資料を提出した。労働部はサムソン電子に300万ウォンずつ、合計3回の過怠金を賦課した。

サムソン電子は昨年9月に、工場に第二労組(サムソン電子民主労組)が結成されるとすぐに、管理者が組合員に労組脱退を勧めた事実が確認されるなど、不当労働行為の疑惑も受けている。2016年9月20日 毎日労働ニュース ペ・ヘジョン記者

■白血病など労災訴訟でサムソン、裁判所提出資料拒絶83%

白血病などサムソン半導体の労働者の職業病と関連した産業災害訴訟で、サムソンは裁判所が提出を要請した資料の8割程度しか公開しなかったことが明らかになった。

国会環境労働委員会のシン・チャンヒョン議員(トプロ民主党)が「半導体労働者の健康と人権守り」(パノリム)が行ったサムソン半導体・LCD生産工場に関する10件の労災訴訟を分析した結果、裁判所が被災者の業務環境を把握するためにサムソン側(サムソン電子・サムソンディスプレイ・サムソンSDI)に資料提出や回答を要請した件数(事実照会と文書送付嘱託)は全部で77件であった。このうちサムソン側が資料を提出したのは13件で、17%に止まった。残りの64件(83%)は最初から答えなかったり、資料の一部だけを公開した。

資料提出を拒否する理由では「関連資料を廃

棄した」(24件)が最も多かった。12件については「事件と関連がない」と主張し、7件は「営業秘密に当たる」として提出しなかった。何の返事もなかったケースも21件だった。

サムソンは裁判所が文書送付嘱託に続いて文書提出命令まで出しても、一部資料を公開しなかった。サムソン電子健康研究所が作成した半導体LCD工場の安全保健に関する研究報告書が代表的だ。

雇用部も同じだった。裁判所がサムソン半導体労働者の労災訴訟に関して、雇用部と産業安全保健公団などに回答あるいは資料提出を要請した件数は35件になるが、このうち10件(29%)に対してだけ回答したり資料を提出した。残りの25件(71%)は「事業場(サムソン)の営業秘密に当たる」という理由などで提出しなかった。雇用部が産業安全保健法によって作成したサムソン半導体工場の「安全保健診断報告書」は、裁判所が7回も提出を要請したが、すべて「(サムソンの)経営上の秘密が含まれている」として提出を拒否した。

シン・チャンヒョン議員は「企業の恣意的な定規である『営業秘密』が、被災労働者の権利保障よりも優先視されてきたことが明らかになった」と批判した。国連人権理事会も今月15日、ジュネーブで開かれた定期会議で「有害物質と廃棄物処理に関する国連人権特別報告官の韓国訪問報告書」を公式に採択し、サムソンの半導体の職業病に関して「サムソン電子は生産工程に有害物質は全く使われていないという主張をしながら、これを正当化できる情報を提供しなかった」と指摘した。2016年9月26日 ハンギョレ新聞 チョン・ウンジュ記者 (翻訳:中村 猛)

大阪
会場

過労死をゼロにし、
健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

参加
無料

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム

日時

平成28年11月11日(金)
14:00~16:45 (受付13:30~)

会場

コングレコンベンションセンター ルーム1.2.3
(大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 北館 B2F)
[定員] 250名

主催：厚生労働省

後援：大阪府

協力：過労死防止大阪センター、大阪過労死を考える家族の会、大阪過労死問題連絡会

大阪会場 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。

プログラム

【基調講演】「職場のメンタルヘルスの現状と、改善への方策について」

天竺 崇 氏(代々木病院精神科医師、(公財)社会医学研究センター代表理事)

【報告1】「過労死防止法施行から2年」 岩城 稯 氏(過労死防止全国センター事務局長)

【報告2】「過労死防止に向けた大阪労働局の取組」

前村 充 氏(大阪労働局 労働基準部 監督課長)

【過労死問題をテーマにした落語】

「エンマの願い」 桂 福車

【過労死遺族の報告】 過労死を考える家族の会



桂 福車

【プロフィール】

1961年生まれ、大阪出身。
大阪府立清水谷高校卒。
1983年に22歳で桂福団
治に入門。古典落語はもと
より社会派落語では上方
落語界さっての巧者。

会場のご案内

コングレコンベンションセンター ルーム1.2.3

(大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 北館 B2F)

- ・JR [大阪駅] より徒歩3分
- 地下鉄御堂筋線 [梅田駅] より徒歩3分
- 阪急 [梅田駅] より徒歩3分



参加申込について

- 会場の都合上、事前の申し込みをお願いします。
(定員に満たない場合は、当日参加も可能です)
- 申し込みはWeb又はFAXをお願いします。
- 参加証は発行いたしません。そのまま当日お越しください。

Webからの申し込み: 下記ホームページをご覧ください、申し込みをお願いします。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

FAXでの申し込み: 以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いします。

FAX番号 052-915-1523

株式会社プロセスユニーク
過労死等防止対策推進シンポジウム 受付窓口 行

※ 氏名等をご記入いただき、該当する□に✓を入れてください。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

ふりがな		参加の状況	<input type="checkbox"/> 今回初めて参加する
お名前			<input type="checkbox"/> 昨年も参加した
企業 団体名			

個人として参加される方は、次の該当する□に✓をお願いいたします。

- 自営業 パート・アルバイト 主婦 学生 無職
 教職員 弁護士 社会保険労務士 その他 []

※申し込みいただいた個人情報は、主催者が適正に管理し、シンポジウム運営のみに使用いたします。

(お問い合わせ先) 株式会社プロセスユニーク 電話: 052-934-7202 E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

9月の新聞記事から

9/1 「サークルKサンクス」に雇われ、東京都内の店舗で店長を務めていた男性(31)が自殺したのは過重労働が原因だとして、遺族が労災と認めなかった三田労働基準監督署の処分取り消しを求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は遺族側逆転勝訴を言い渡した。男性は残業時間が1カ月に160時間を超え、2008年12月ごろうつ病を発症し、09年2月自殺した。

9/2 労災保険適用外の人たちのアスベスト健康被害救済制度見直しを検討していた環境省の有識者会議は、患者や遺族らが求めていた遺族への給付金や手当の増額は認めず、救済水準を現状のまま維持することを決めた。救済水準が妥当かどうかを検討するため、介護などにかかる費用の実態を調査するよう環境省に提言した。

9/4 兵庫県明石市の男性(28)が2015年2月勤務後に車で帰宅中、居眠りで交通事故死したのは、長時間労働を放置し安全配慮義務を怠ったためだとして、家族が勤務先のパン製造販売店の経営会社「NAGASAWA」(姫路市)などに約1億1700万円の損害賠償を求めて神戸地裁姫路支部に提訴する。男性の1年間の時間外労働は毎月130時間を超え、最も多い月で180時間に達した。

9/6 米FOXニュースは、ロジャー・エイルズ前最高経営責任者(CEO)に対するセクハラ訴訟で、被害を訴えた元キャスターのグレッチェン・カールソンさんに2000万ドル(約20億円)を支払い和解する。エイルズ氏はCEOを辞任。親会社の21世紀フォックスはカールソンさんに公式に謝罪する声明を出した。また内部調査で20人以上の女性がエイルズ氏による嫌がらせを訴えたという。

9/7 酒田地区広域行政組合消防本部(山形県酒田市)の男性消防士(20)が自殺したのはパワハラが原因だとして遺族が労災申請した問題で、地方公務員災害補償基金山形県支部が自殺を公務災害と認定した。消防業務や訓練によるストレスが自殺の原因と認められた可能性が高い。

4年前に自殺した熊本県内の肥後銀行員の遺族が、株主の立場で当時の役員11人に2億6000万円余りを銀行に賠償するよう求める株主代表訴訟を起こした。訴訟では役員が過労死を防ぐ有効な体制作りを怠ったため賠償金を支出することになり銀行に損害を与え、過労自殺で銀行の信用も傷つき、少なくとも1億円の損害が生じたなどと主張している。

9/9 東京電力福島第一原発の事故収束作業で支払

われる割り増し手当(危険手当)を受け取っていないとして、元作業員39人が東電や元請けの東芝、下請け4社の計6社に、未払い手当計約6860万円の支払いを求める訴えを福島地裁いわき支部に起こす。

9/10 バングラデシュのトンギにある包装工場で大規模な火災があり、少なくとも25人が死亡、70人が負傷した。負傷者の多くは重体という。建物は4階建て。工場の1階には化学薬品が保管されていたとみられ、炎が急速に拡大した可能性があるという。

9/12 国から労災保険の給付を受けながら療養中だった専修大元職員の40代の男性が、打ち切り補償を支払って解雇したのは不当として、同大に労働者としての地位確認を求めた訴訟の差し戻し審判決が東京高裁であった。河野清孝裁判長は「解雇権の乱用ではない」とし、原告側の訴えを退けた。

9/13 家電量販店「ケーズデンキ」の滋賀県内の店舗で働いていた女性が昨年自殺したのは店長のパワハラが原因として、遺族が元店長と関西ケーズデンキに計約7000万円の損害賠償を求める訴訟を大津地裁に起こした。女性は2015年夏から元店長に怒鳴られるようになり、同年9月23日には競合店の商品価格調査を毎日するよう指示され、出勤を希望していた曜日をわざと外す勤務シフトを作成するなどされた。

イハラケミカル工業の静岡工場で膀胱がんを発症した7人のうち5人が「MOC A」と呼ばれる化学物質を取り扱っていたことが、厚生労働省の調べで分かった。厚労省は同日、業界団体にモカの曝露対策の徹底などを要請した。工場では昭和44年から平成21年までモカを製造していた。7人は男性で発症時は30～60代。1人はすでに死亡した。

9/26 ニチアスの羽島工場近くに住み中皮腫や肺がんで死亡した男性2人の遺族らが同社に補償を求める要請書を提出した。平成20年に悪性胸膜中皮腫で死亡した田中和夫さんと26年に肺がんで死亡した小森滝三郎さんの遺族。2人は昭和31年ごろから4～10年間、工場から150M以内に居住していた。

9/29 飲食チェーンのサトレストランシステムズ(大阪市)が違法に時間外労働をさせ、残業代の一部を支払わなかったとして、大阪労働局は労働基準法違反の疑いで、法人としての同社とさん天事業推進部長、店長4人を書類送検した。サトは時間外労働の限度に関する労使協定を店舗ごとに結んで労働基準監督署に届け出ていたが、労働者代表の選出に不備があり、有効な協定として認められていなかった。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259